

ブロック塀等の安全確保対策について

○平成30年6月に発生した大阪北部地震の被害を踏まえ、以下のブロック塀等の安全確保対策を実施

対策1 ○ 安全性のチェックを促すとともに、除却・改修について徹底的な普及啓発を実施

- ・「建築物防災週間」をはじめとする機会をとらえ、ブロック塀の点検のチェックポイント(H30.6.21公表)を周知徹底
- ・地方公共団体の取組事例の情報提供

対策2 ○ 耐震改修促進法の枠組みを活用し、建物本体と同様に耐震診断・改修を促進

- ・地方公共団体が指定する避難路の沿道にある一定の高さ・長さを有する塀について、耐震診断を義務付けるとともに、所管行政庁において診断結果を公表（H31.1.1施行）(R3.5.28現在、4都府県22市町において適用)
- ・地方公共団体の取組状況について定期的に調査・公表し、取組みを促進

対策3 ○ 現行基準に適合しない塀の除却・改修について、防災・安全交付金等の基幹事業として支援（平成30年度第2次補正予算～）

＜従前の支援内容＞
 防災・安全交付金等の効果促進事業により支援
 （全体事業費の2割以内目途。撤去費等を国と地方で支援）
 ※躯体の耐震改修等基幹事業を別途実施することが前提



＜平成30年度第2次補正予算～＞
 防災・安全交付金等の基幹事業として支援
 （塀単独でも支援可能。撤去費等を国と地方で支援）

- 行政、専門家、地域住民等が連携して行う通学路の安全点検等、地域の安全確保のための先進的な取組への支援（平成30年度第2次補正予算～令和2年度）

対策4 ○ パトロールや報告徴収等により違反を発見した場合には、地方公共団体において厳正に対処